

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例施行規則

(傍線の部分は、改正箇所)

新	旧
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)
(携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の説明事項)	(新設)
第7条 条例第30条の2第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。	
(1) 青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること。	
(2) 青少年による携帯電話端末等からのインターネットの不適切な利用が、犯罪行為又は自己若しくは他人に対し有害な行為となるおそれがあること。	
(3) 携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に併せて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容	
(4) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第17条第1項ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第30条の2第3項に規定する書面を提出しなければならないこと。	
(書面等の保存の期間)	(新設)
第8条 条例第30条の2第4項の規定による保存は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間行うものとする。	
第9条 条例第43条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。	第7条 条例第43条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
(1) 販売の開始又は自動販売機の設置予定年月日	(1) 販売の開始又は自動販売機の設置予定年月日
(2) 利用カードの名称及び種類	(2) 利用カードの名称及び種類
(3) 利用することができる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称及び所在地	(3) 利用することができる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称及び所在地
(4) 販売場所又は自動販売機の設置場所の状況	(4) 販売場所又は自動販売機の設置場所の状況

新	旧
<p>2 条例第 43 条第 1 項の規定による届出は、別記第 6 号様式によるものとする。</p> <p>3 前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 利用カードの取扱いを業とする者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）</p> <p>(2) 利用カードの販売場所又は自動販売機の設置場所の見取図</p> <p>4 条例第 43 条第 2 項の規定による届出は、別記第 7 号様式又は別記第 8 号様式によるものとする。</p> <p>(掲示の様式等)</p>	<p>2 条例第 43 条第 1 項の規定による届出は、別記第 6 号様式によるものとする。</p> <p>3 前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 利用カードの取扱いを業とする者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）</p> <p>(2) 利用カードの販売場所又は自動販売機の設置場所の見取図</p> <p>4 条例第 43 条第 2 項の規定による届出は、別記第 7 号様式又は別記第 8 号様式によるものとする。</p> <p>(掲示の様式等)</p>
<p><u>第 10 条</u> 有害興行の興行者が条例第 15 条第 3 項の掲示をしようとするときは、別記第 9 号様式によるものとする。</p> <p>2 興行者等が条例第 37 条第 2 項の掲示をしようとするときは、別記第 10 号様式によるものとする。</p> <p>3 前 2 項の掲示は、場内及び場外の見やすいところにしなければならない。</p> <p>(立入調査の指名、証票)</p>	<p><u>第 8 条</u> 有害興行の興行者が条例第 15 条第 3 項の掲示をしようとするときは、別記第 9 号様式によるものとする。</p> <p>2 興行者等が条例第 37 条第 2 項の掲示をしようとするときは、別記第 10 号様式によるものとする。</p> <p>3 前 2 項の掲示は、場内及び場外の見やすいところにしなければならない。</p> <p>(立入調査の指名、証票)</p>
<p><u>第 11 条</u> 条例第 53 条第 1 項の当該職員は、環境生活部、総合振興局及び振興局の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された当該職員に対しては、別記第 11 号様式の証票を交付する。</p>	<p><u>第 9 条</u> 条例第 53 条第 1 項の当該職員は、環境生活部、総合振興局及び振興局の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された当該職員に対しては、別記第 11 号様式の証票を交付する。</p>
<p>別記第 6 号様式 <u>(第 9 条関係)</u></p> <p>別記第 7 号様式 <u>(第 9 条関係)</u></p> <p>別記第 8 号様式 <u>(第 9 条関係)</u></p> <p>別記第 9 号様式 <u>(第 10 条関係)</u></p> <p>別記第 10 号様式 <u>(第 10 条関係)</u></p> <p>別記第 11 号様式 <u>(第 11 条関係)</u></p>	<p>別記第 6 号様式 <u>(第 7 条関係)</u></p> <p>別記第 7 号様式 <u>(第 7 条関係)</u></p> <p>別記第 8 号様式 <u>(第 7 条関係)</u></p> <p>別記第 9 号様式 <u>(第 8 条関係)</u></p> <p>別記第 10 号様式 <u>(第 8 条関係)</u></p> <p>別記第 11 号様式 <u>(第 9 条関係)</u></p>